

はないため「浮逃人」とされ、寺にとどめてはならないという。「浮逃」については、戸令十七の義解に「浮者。浮浪也。逃者。逃亡也。」との記載がある。また、「一宿以上」について、令釈は捕亡律十七を引用し、俗人の場合は十五日以上を指すことを示している。なお、「本罪重者。依_レ律論。」とあるように、上記に違犯した場合は本条と律の規定を比較し、刑罰の重い方を科すべきことが規定されており、義解に「仮如。知_レ情容_ニ停反逆_ノ之類也。」、古記及び朱説は捕亡律十八「凡知_レ情藏_ニ隠罪人_ノ。若過致資給。令_レ得_ニ隱避_ノ者。各減_ニ罪人罪一_ノ等。」を挙げている。

今回議論の中心となったのは、「私度」・「冒名相代」という行為の主体は誰かという点である。従来の見解では、俗人が国家の許可なく出家すること（私度）や、僧尼の名を語って出家すること（冒名相代）を禁止しているとされてきた。しかし、参加者のなかからは、僧尼令はそもそも僧尼の言動を規定する法令であるため、その一貫性を保つにはこれらの行為を俗人の行為ではなく、僧尼の行為として解釈すべきであるとの意見が出た。つまり、「凡有_ニ私度。及冒名相代_ノ。」は、僧尼が官度としての正式な手続きを経ずに俗人を得度させる行為と解釈すべきとの指摘である。意見は分かれたが、「私度」・「冒名相代」の僧尼、還俗後も法服を着用した者は「依_レ律科断」とあること、続けて「師主。三綱及同房人知_レ情者。各還俗。」としていること、既に見た戸婚律五私入道私度条逸文に「凡私入道及度之者。杖一百。已除_レ貫者。徒一年。本国主司及僧綱。知_レ情者。与同罪。」とあること、および令釈に「戸婚律云。私入道及度_レ之者。杖一百。已除_レ貫者徒一年。寺三綱知_レ情者。与同罪者。」としていることを勘案すると、本条からは、官度の手続きを経ないで、得度した俗人も得度に関与した僧尼も、どちらか一方というのではなく、双方共に罰する国家の姿勢が見られる。



2013年度 第1回 近代仏教研究会 【ユニット3（東アジア地域班）】

- 報告題目：土屋詮教『大正仏教史』第一章
- 開催日時：2013年5月22日（水）18:30～20:00
- 場所：龍谷大学大宮学舎本館2階会議室
- 報告者：盛智照（龍谷大学大学院）
- 参加者：8人

【報告の概要】

今年度、本研究会で扱うテキストは土屋詮教『大正仏教史』（1940）である。土屋詮教（1872～1956）は西本願寺文学寮（現龍谷大学）や早稲田大学で教鞭を執り、『明教新誌』『反省会雑誌』記者を兼ね、また中国人留学生の教育に助力した人物として知られる。また大正

三年（1914）に発表した「宗制改革論」で僧侶参政権を最初に論じた人物でもある。

報告者はまず、現在なお自由主義的・大衆的と評価される大正仏教像を確認すると同時に、明治末、日露戦争以降の国家目標の喪失や国民精神の流動化を背景とした「国民の宗教心を鼓舞する」種々のイデオロギー政策、それに対する仏教教団の自発的な追随を確認した。ここからは、仏教者の社会事業や海外進出、仏教婦人の活動、仏教文学の盛況といった大正仏教の楽観的評価と、後の昭和ファシズム下の仏教教団による国家への翼賛とを非連続的に理解する通説に違和感を生じさせる。そこで報告者は、『大正仏教史』第一章の主要の論点となっている仏教教団の対宗教法案運動に的を絞り、それを土屋の問題意識との関連づけながら考察を加えた。

そこで注目されるのは、大正三年（1914）の対独宣戦布告に際して「奉公的精神宣伝」の論告が、次いで大正四年（1915）昭憲皇太后死去に際して「社会風教の辰作」と「国民徳性の涵養」に対する「宗教の感化」を期待する旨の訓示が、第二次大隈内閣の文部大臣一木喜徳郎によって示された点である。ここには、明治四十五年（1912）の三教会同以来、「国家奉仕」や「思想善導」を宗教勢力の使命とする認識が政府内に一定度あったことが伺えらるとともに、神・仏・基の三教の思想的異質性を棚上げにして、「国家奉仕」「思想善導」を媒介としながら融和していく過程が想像できる。また大正四年には中国布教権獲得に関して仏教徒有志大会が開かれている。その主張は中国における布教権獲得は「国家の為」であり、「日支間の融和に資す」ものとされていた。ここにも、元来教団伸張のための布教権獲得が「国家奉仕」の側面もあわせもっていたことを指摘できる。土屋はこれらの動向を踏まえ、「宗教と教育との関係密接」であるという「為政者」の認識と、「対外的に連合する機運」が「熟し」た各宗教教団の問題、また「政府の宗教政策」も「社会教化に一層教家の活動を冀望した」事実などに論及している。まさに大正初年の仏教教団にとって、種々の教化活動や主張と「国家奉仕」という思想は不可分だったのである。

さて、明治以来の仏教教団の関心の一つは宗教法案問題であったが、そのことと関連して大正期には僧侶参政権問題が浮上した。土屋の「宗制改革論」を嚆矢とするその運動は、仏教連合会や仏教護国団に引き継がれた。大正五年（1916）に仏教連合会は宗教法案に関する四項の「申請書」を政府に提出したが、その主張は仏教の国家主義的傾向と「神道非宗教」の内面化を如実に示していた。報告者は、大正期の教団仏教が「国家奉仕」「思想善導」を自らの使命として自覚化していたこと、それらの活動を評価する土屋自身が「信教の自由」を実質化しえておらず、「神道非宗教」論が「国体護持」の自明の理として内面化されていたことを指摘し、報告を終えた。

報告後、本テキストは大正時代の仏教関係の諸事情を網羅的に扱ってはいるが、叙述された「事実」が土屋の問題関心に則して配置されたものであることを注視する必要性が指摘された。また議論のなかで、テキストから抜け落ちた「事実」も含め、土屋が当該状況において『大正仏教史』を叙述した意図を解明する必要性も確認された。引き続き、本研究会では、テキスト全体を貫く思想性や政治性を考慮して読み解くことで、一見華やかに

みえる「大正仏教史」の総体が昭和ファシズム期の仏教といかに連続していたか、それをあきらかにする視座が確立できると考える。



2013年度 第2回 近代仏教研究会 [ユニット3 (東アジア地域班)]

- 報告題目：土屋詮教『大正仏教史』第二章
- 開催日時：2013年6月19日（水）18:30～20:00
- 場所：龍谷大学大宮学舎本館2階会議室
- 報告者：上杉麻唯（龍谷大学大学院）
- 参加者：8人

【報告の概要】

前回に引き続き『大正仏教史』をテキストとし、第二章において著者である土屋詮教が強い関心を寄せた僧侶参政権運動を中心に報告を行った。僧侶の参政権について最も早く言及したのが土屋自身であったこと、その運動が仏教護国団と仏教連合会を中心として引き継がれたことは前回の報告でも確認されたが、今回、報告者は時代背景を付け加え、普通選挙運動と並行して僧侶参政権運動が行われたことについて着目し、報告した。

土屋は、僧侶参政権運動が具体的にどのような形で進められたかを明らかにするとともに、1921（大正10）年から開かれた僧侶参政権問題仏教徒大会の開会の辞を紹介している。そこで土屋は、僧侶参政権運動が「世間の普通選挙運動とは何等関係なく、全然別途のものなる所以を一々詳述した」（『大正仏教史』94頁）と述べており、僧侶参政権運動が、大正以後のデモクラシーと大衆運動により再び活発化していた普通選挙運動とは全く別物であると位置づけている。報告者は、その論調から、僧侶の参政権獲得が国益になることを政府にアピールしているようにも受け取れると指摘した。

また、土屋は、仏教界の社会事業や学・芸術活動における功績についても、以下のよう

に詳述している。学・芸術活動においては「仏教学研究の新傾向」として村上专精が東京帝国大学において印度哲学講座を開いたことや、織田得能『仏教大辞典』などの出版物が相次いだこと、特に各宗派の聖典を易しく解説した出版物が多く出版されたことを紹介している。そこで土屋は、仏教が美術・文芸・思想で他宗教より遥かに優れたものであると指摘し、仏像・仏書・謡曲・演劇の流行をその根拠として論じた。社会事業関係では、職業紹介の事業、労働問題、労資協調、出獄保護、免囚保護事業、宿泊保護事業、地主小作争議調停、窮民救助事業、貧児教育事業、育児事業など、様々な事業を当時の仏教界が展開していたことを紹介し、その中心が「仏教婦人」であったことを指摘している。土屋はまた、矢吹慶輝を中心として宗教大学内に社会事業研究室が設けられるなど、計画的に社

会事業が展開されたことや、キリスト教と連絡をとっていたことが、宗教家の社会的活動を助長したとも記述している。報告者は、これらを読み進めるなかで、この社会事業の基本となったのが皇室からの奨励補助金であったことを土屋が強調している点に注目し、本書を執筆された時代背景を考慮に入れて読み進めねばならないことを再確認した。

質疑応答では、僧侶参政権運動について、日蓮主義に代表されるような直接社会に訴えていく運動と、議会を通して展開していく活動のどちらが方法として有効性をもっていたのかという点や、仏教界における社会事業の拡大は、教線拡大にとって有効な手段であったけれども、仏教界の戦争協力もその立場性の延長線上に関連づけて考えられるという点について議論された。さらに、仏教界は僧侶参政権問題についても、社会事業に関しても、国家という枠を乗り越えようとはしなかったのではないかと、という意見が出された。



2013年度 第3回 近代仏教研究会 [ユニット3 (東アジア地域班)]

- 報告題目：英字仏教雑誌から見た近代仏教
- 開催日時：2013年7月24日（水）18:30～20:00
- 場所：龍谷大学大宮学舎清和館3階ホール
- 報告者：吉永進一（舞鶴工業高等専門学校准教授）
- 参加者：22人

【報告の概要】

今回は現在における近代仏教研究の牽引役の一人である吉永進一氏を講師として迎え、日本で発行されていたいくつかの英字仏教雑誌の資料紹介と、それらに基づく近代仏教史研究の新しい視点についての報告をいただいた。

はじめに、日本の英字仏教雑誌を資料として読むことの意義についての説明がなされた。英語仏教雑誌は、「仏教」に対する国内外からの多様なまなざしが交差しあう場であり、その執筆者や記事内容について検討していくことで、我々の「仏教」概念のローカル性を確認し、それを相対化しうる異なる視点を獲得することができる。

英字仏教雑誌は明治20～30年代より発行され始めるが、その背景としては、高等教育を受けた進歩的な仏教青年の出現や、仏教結社の流行と仏教を主題とした活字メディアの発展、さらに海外との関係——オルコット来日、シカゴ宗教会議、日本の海外移民——などがある。この時期には仏教リバイバルとでも評すべき現象が見られたが、この現象が欧米での仏教の流行と連動していた部分は大きく、例えば当時創刊された仏教雑誌には神智学の記事が多く掲載されていた。

日本初の英字仏教雑誌である *Bijou of Asia* (1888-1899) は、欧米での仏教流行に引き出さ

れる形で誕生し、海外の仏教刊行物との交流の中で成立した（記事の相互転載など）。その内容は、伝道文章というよりは、日本仏教の紹介が主であった。対して *Light of Dharma* (1901-1907) では英字雑誌を伝道に利用しようとしたが、やはり伝道よりも仏教の紹介が中心となった。後者については、海外に派遣される開教師の中に仏教青年運動の関係者が多かったため、『新仏教』等からの影響により自由討究的な誌面につながった可能性がある。

Mahayanist (1915-1916) は、「大乘仏教」伝道という点では、誌面の統制が最もとれていた。ここでの「大乘仏教」は、鈴木大拙の思想と、明治の仏教モダニズムに負うところが多い。その教説の真正性を保証していたのは中心的な執筆者であったマクガバンの寺院生活だが、その内容は「伝統」そのままでなかった。*Young East* (1925-1941) は、同時期に発行されていたイギリスやインドの仏教雑誌とのネットワークを創り上げており、様々な仏教論の発表の場となっていた。だが、国際仏教協会が出版元になってからは、仏教以外の外交や、政治がらみの国策的な記事が主となった。

以上のように、日本で戦前発行されていた英字仏教雑誌は、総じて、伝道よりもフォーラムと交流拠点となることが多く、また、そこで開示された「日本仏教」は、日常的に実践されている仏教というよりも、理論的な知識人仏教が主流となっていた。

質疑応答では、英字仏教雑誌が発行される背景となる、日本国内の時代ごとの状況についても理解を深める必要があることや、欧米が日本仏教に何を求めそれに対して日本の仏教者（特に青年知識人における）らがどう応えたのかをより詳細に明らかにすべきこと、また英字雑誌の発信元における共通項や戦略の不在といった指摘がなされた。最後に吉永氏が、英字仏教雑誌については先行研究がほとんどないが、しかしこのメディアは近代仏教のまだ知られていないグローバルなネットワークを明らかにしていくのに好適の対象であり、今後もっと取り上げていくべきだろうと述べた。



2013年度 第4回 近代仏教研究会 [ユニット3（東アジア地域班）]

- 報告題目：土屋詮教『大正仏教史』第三章第一節～第八節
- 開催日時：2013年9月18日（水）18:30～20:00
- 場所：龍谷大学大宮学舎本館2階会議室
- 報告者：青山智耶（龍谷大学大学院）
- 参加者：8人

【報告の概要】

本報告では、第1回、第2回の研究会と同様に土屋詮教『大正仏教史』をテキストとし、「第三章（大正十一年より同十五年に至る約五年間）」の前半部を扱った。土屋は第3章第1節から第8節まで、種々の事象を体系的に編纂しているが、自身の考察や分析など、当時

の仏教教団やその活動の内実には踏み込んで論及しているものは少ない。よって本テキストからは、土屋の関心を対象とした思想的な考察・分析が困難であるため、本報告では、水平運動研究をおこなっている報告者の関心に即して、以下の3つの事象を取り上げた。

第一に、大正後期は、仏教教団各派が教団単位での仏教社会事業に着手する時期である。そこで、仏教教団各派がどのような歴史的変遷を経て社会事業を展開することになったのかを、その後の仏教社会事業の個別・具体的内容を念頭に置きながら概観し、そこで担い手たちの課題となっていたものが何であったのかを論じた。第二に、宗門系大学の創設を取り上げた。仏教教団の個別的な社会的取り組みが意識される一方、教団各派は宗門系学校の創設にも力をいれていく。報告者はこうした動向を踏まえ、大正7年12月6日に公布された大学令によって、大正11年に龍谷大学・大谷大学が認可されて以降、戦前に誕生するいくつかの「宗門系大学」がいかに機能していったのかを、「宗門系大学」に関する先行研究を含めて概観し、従来の研究成果と残された課題を指摘した。第三に、真宗信仰と部落問題との関係に注目し、倉田百三『出家と其弟子』の刊行とそのブーム、そして親鸞の歴史学的研究の隆盛、黒衣同盟について論じた。大正11年に部落差別撤廃に向けた全国水平社の創設を背景として、各教団における融和運動への取り組みが活発化した。報告者は、特に浄土真宗本願寺派僧侶の広岡智教によって結成された黒衣同盟に注目し、それが先行研究の指摘するように、本願寺の階級を表す堂班制・色衣制を廃止し、黒衣に限定して親鸞の精神に回帰することを目的とした宗教運動であり、教団批判という特質をもって展開された運動であったことを重視し、その歴史的性格をあきらかにした。

質疑応答では、土屋が東京帝国大学仏教青年会に所属していたことからその仏教青年会の動向に関して意見が出された。会員同士の密接な関係を特徴とする仏教青年会は、アジア・北米進出といった問題では教団組織に比べて機能的であり、幅広く活動することができたという。今後の近代仏教研究では、仏教青年会のこうした活動を視野に入れていくことが重要である点を、参加者一同で確認した。また、『大正仏教史』の叙述の背後には、土屋の精力的な資料蒐集を垣間見ることができるが、これと昭和初期に土屋が携わった『仏教年鑑』の作成の関係についても意見が交わされた。参加者からは、土屋の業績がどのような資料蒐集に支えられていたのかを考える必要があるという意見が出された。他方、土屋の仏教観など思想的特質の把握は本報告では乏しく、その把握は次回報告に期待する形で閉会した。



2013年度 第5回 近代仏教研究会 [ユニット3 (東アジア地域班)]

■報告題目：土屋詮教『大正仏教史』第三章第九節～第十五節

■開催日時：2013年10月30日(水) 18:30～20:00

- 場所 : 龍谷大学大宮学舎本館 2 階会議室
- 報告者 : 内藤唯 (龍谷大学大学院)
- 参加者 : 8 人

【報告の概要】

報告者は、前回に引き続き『大正仏教史』をテキストとし、第三章後半部分において土屋が着目していた社会事業の一環として行われた関東大震災における各寺院の救済活動と、僧侶参政権問題、東亜仏教大会を中心に報告を行った。

報告者はまず、大正期に起こった大災害である関東大震災への政府の対応を整理し、各宗派、特に真宗大谷派、浄土真宗本願寺派、天台宗、浄土宗に関する救済活動の実態について論じた。これらの宗教教団は、罹災者慰問や配給、死者追弔読経、朝鮮人保護宿泊、境内地の開放等を行い、診療所、人事相談所、職業紹介所、図書館、宿泊所、無料浴場等を多数開設した。また、託児所や幼稚園を独自に開設したが、このような保育事業を展開したのはこの 4 教団以外にほぼみられなかったことを確認した。

また、第 2 回の研究会でも確認された僧侶参政権問題について、特にその歴史的展開に注目し、考察を加えた。僧侶参政権運動は、大正 3 (1914) 年の雑誌『日本及日本人』に発表された土屋の「宗教改革論」における僧侶参政権獲得の主張がその出発点である。僧侶参政権は、大正 14 (1925) 年、治安維持法の成立と引き換えに成立した普通選挙法の実施により獲得された。報告者は、運動の中核を担ったのが仏教護国団や仏教連合会であることから、この運動が仏教護国団の思想的特質たる国家主義や、国家意識に支えられており、国家権力に接近する立場を有していたと見ることはできないかと指摘した。

東亜仏教大会は、大正 14 (1925) 年、仏教連合会の主催で東京芝の増上寺で開催された。この大会の目的は、東亜各国の仏教の提携と興隆をめざすもので、特に日中仏教相互の密接な交流をはかることであった。また、アメリカでは排日移民法が可決された時期であり、国外にむけて国際性と宗教の寛容性をアピールする必要があったことを指摘した。しかし、排日の影響を受けて決議の実行には至らなかった。

質疑応答では、関東大震災における寺院の救助活動に関して、大正期に「復興」という言葉がどういった意味で使われていたのか、各宗教教団の社会事業はどのような点で独自性を確立していったのかについて議論され、東亜仏教大会に関しては、日本が孤立していないという政治的デモンストレーションに仏教が利用されたのではないかとという点をめぐって議論された。

また、土屋は本テキストの最後で、大正仏教史は明治仏教の流れを引き継ぎ、「その結実を徹底的に吟味研鑽するにつれ、他の古今東西に於ける思想的果実に比して、如何に優秀な宝樹であるか、漸く其の顕著なる価値を認められるに至った」(『大正仏教史』234 頁)と述べている。こうした饒舌な大正仏教史の総括は、歴史事象の羅列的紹介を特徴とした本書の叙述スタイルからすれば違和感を禁じ得ないという意見が出された。それと同時に、

この大正仏教史の総括の仕方に、昭和期の仏教と連続するものがどのように反映しているのかについても意見が交わされた。



2013年度 第6回 近代仏教研究会 [ユニット3 (東アジア地域班)]

- 報告題目：法主と国家—昭和初期における真宗大谷派革新運動をめぐって—
- 開催日時：2013年12月11日（水）18:30～20:00
- 場所：龍谷大学大宮学舎西翼2階会議室
- 報告者：碧海寿広（BARC 博士研究員）
- 参加者：11人
- 共催：龍谷大学仏教文化研究所

【報告の概要】

碧海氏は、昭和初期における真宗大谷派革新運動について検討しつつ、この運動の渦中において大谷派僧侶・近角常観（1870～1941）が示した言説を分析することから、近代真宗史における信仰と国家の関係性について再考した。

近代の真宗（者・教団）はおおよそ国家追従的であった。これはいわば歴史の大前提だが、その前提を成り立たせている条件についてはいまだ検証が不足している。真宗という日本の宗教伝統の一種が歴史的に背負っている特性にも注意を向けながら、その前提の背景となる事情を多角的に探っていくことが求められている。本報告では近角による宗門革新運動を事例として、そこで見られた真宗信仰と国家との融合や葛藤の諸相が検討された。

昭和4年4月18日、真宗大谷派の第23代法主であった大谷光演（彰如上人）、通称・句仏の僧籍が、教団当局によって突如剥奪された。借金問題などの責を負って、句仏はそれ以前から既に大谷派の管長資格や大谷家の戸主としての立場を退いており、「前法主」となり隠居していた。にもかかわらず突然下されたこの僧籍剥奪という判断に、宗門内では疑問や怒りを抱く人々は少なくなかった。近角はそうした人々を糾合し、句仏の僧籍復帰と教団内局の姿勢を正すための「宗門革新運動」を開始した。

近角らは全国を遊説し、各地に運動の支部をつくり、運動の機関紙『信界建現』を発行し、また句仏の僧籍復帰を望む署名を賛同者らから集めて文部省にかけあうなど、猛烈な活動を展開した。運動は世間的な注目を集め、全国紙などの一般メディアでもよく取り上げられた。昭和10年、句仏の無条件での僧籍復帰が認められ、運動は終了した。

句仏の僧籍削除を断行した教団当局に対する近角の批判の理由は、以下の3点に集約される。すなわち、句仏の僧籍削除は、(1) 信仰上の問題がある、(2) 道徳上の問題がある、(3) 法律上の問題がある。本報告では特に、(3) を側面で支えた (1) (2) の理由に関す

る近角の言説が詳細に検証された。

革新運動を始めた近角の根本的な動機は、句仏＝法主は地上における絶対的な師であり、法主を信じ仰ぐことは真宗僧侶や門徒にとっての留保なき絶対条件なのだから、句仏の僧籍剥奪など金輪際ありえないということであった。こうした近角の信条・心情の背後にあるのは、近世以来の本願寺教団における法主信仰であったと考えられる。近角が運動のなかであらわにした法主信仰は、しかし近代的な四民平等の理念からは「古い」とされるものであり、その「古さ」に対する批判を打ち負かすだけの別様の根拠が求められた。

そこで近角が依拠したのが、近代日本の国民道徳、とりわけ「家族国家論」であった。句仏の僧籍削除をめぐる問題は、「家」問題として論争化されることが多かったが、近角は大谷家という「家」における道徳の不備は、同時に日本という国家の道徳の破壊にもつながるとして、教団当局を批判した。そして、こうした批判が一定の説得力を持つうえで、「家族国家論」のような個別の家の道徳問題を国家規模の道徳問題に結びつけるイデオロギーの援用は、きわめて有効に機能したのである。

こうした、法主信仰と国民道徳の融合という事態の根底には、真宗の伝統的な信仰と近代国家のイデオロギーとの親和性、という事情が潜んでいた。近角らが共有していた法主信仰は、本願寺教団に属する僧侶や門徒はすべてひとつの「家」に属する家族であるとすする、やはり近世以来の真宗における伝統的な観念と密接に結合していたが、こうした観念は、家族国家論とほとんど同種の構造を持っていた。あるいは、法主信仰の背景にある、信仰が血筋を通して継承されていくという発想は、世襲僧侶であった近角のような真宗者には、容易には否定しがたいものであった。

すなわち、宗門革新運動の過程で表出された近角らの言動に見える信仰と国家の結合は、真宗の伝統的な信仰や観念が近代国家のイデオロギーと結びつく、という事態であった。よってそれは、近代的な信仰が国家的イデオロギーに包摂された、ということではなく、また近代的な真宗信仰が「内面」的なものであったから社会的な批判力を持ち得なかった、ということでもおそらくなかった。

戦後、大谷派教団の民主化の徹底によって、法主制度は消滅した。その際には「大谷派に近代が開かれた」と高らかに宣言された。だが、真宗の信仰は今もなお基本的に「家」の信仰として再生産されているという事実は以前とそれほど変わっておらず、また法主信仰にみられたような血統主義も、払拭されつくしたとは言い難い。真宗の「近代」は果たしてほんとうに「開かれた」のか、よくよく考えなおしてみべきと思われる。

以上の報告をふまえ、質疑応答では、近角らの目指した教団「改革」の意味内容や、その改革運動とほぼ同時期に紛糾していた金子大栄ら先進的な教学者たちの「異安心問題」との関連性などに関して質問があった。さらに、本報告で取り扱われている対象の考察に際して「法主信仰」という分析概念を用いることの妥当性や、近角が奉じていた真宗の教説が国家主義との対立を引き起こす可能性がそもそもあったのかについて問われた。最後に碧海氏は、本報告のような「近代仏教」の「前近代」性を検証する研究を今後もっと進

めることで、「近代仏教」研究における「近代」の問い直しをさらに深めていく必要があると述べた。

